

令和7年度 清瀬市認可外保育施設等利用支援事業



利用支援事業

- 課税世帯
- 0歳児～2歳児クラス

清瀬市では、一定の要件を満たす0歳児～2歳児クラスの児童が認可外保育施設を利用する場合、保育料の負担を軽減するため、保護者が認可外保育施設に支払った保育料の一部を助成します。

※ この補助金は、東京都の補助事業を活用しており、内容が変更となる場合があります。

1 対象施設

- ① 東京都認証保育所……認証保育所事業実施要綱に基づく認証保育所の要件を備えている施設
- ② 認可外保育施設……認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設

※ 清瀬市外の施設も対象となります。都内の認証保育所・認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設の一覧は、東京都のウェブサイトでご覧になれます。

2 補助対象者

- 下記のすべてに該当する方が補助の対象となります。□に✓してご確認ください。

- 補助を受ける月の初日時点で清瀬市の住民である。
- 市町村民税課税世帯である。
- 4月1日時点の年齢が0歳から2歳である。
- 補助を受ける月の初日時点で**月48時間以上の月極め利用契約**をしている。
- 子どものための教育・保育給付認定**を受けている。（次ページ3参照）
- 幼児教育・保育無償化の対象ではない。
- ほかの認可保育所、認定こども園、幼稚園等に在籍して利用していない。

- 3歳児クラス以上または0歳児～2歳児クラスで市町村民税非課税世帯の場合は、幼児教育・保育の無償化の対象となります。（本制度とは別の制度で補助を受けます。）
- 課税世帯であるかの判定は4月分～8月分は前年、9月分から翌年3月分は今年の市町村民税で判定します。
- 課税情報は賦課期日（1月1日）に住所があった自治体で確認してください。

3 子どものための教育・保育給付認定

- 施設の利用開始前に給付認定の申請が必要です。

【提出物】： ① 子どものための教育・保育給付認定申請書（黄色の紙）
② 「保育を必要とする事由」を証明する書類（父・母分 計2枚）

【提出期限】： 利用開始日の前月の20日まで（給付認定前のご利用分は対象外です）

- 清瀬市から保育の必要性の認定を受けるためには、保護者のいずれもが、下表のいずれかに該当することが必要です。
- 認可保育施設等の入園申込みから6か月以内など、有効な「子どものための教育・保育給付認定」を取得している方が認可外保育施設等の無償化の給付を受ける場合は、既に認定を受けているものとみなします。
- 清瀬市外の認可外保育施設等を利用している方についても、清瀬市への申請が必要です。
- 清瀬市へ転入された方で以前の居住地で認定を受けていた方も清瀬市への申請が必要です。

	保育を必要とする事由	要件・認定期間
1	就労・就学	保護者が月12日以上かつ月48時間以上就労または就学している場合（ただし週3日以上かつ昼間4時間以上の就労または就学が必要）
2	出産	保護者が出産する場合（出産予定月及びその前後各2か月の最長5か月以内）
3	疾病・障害・介護・看護	保護者が左記の状況により児童の保育ができない場合
4	求職	保護者が求職中の場合（3か月以内に就労することが必要）
5	育休特例利用/ みなし育休特例利用	育休期間中の特例（※育児休業取得前にすでに認可外保育施設等を利用している児童がいて継続利用が必要である場合、 <u>育児休業の対象の児童（生まれた子）が1歳になる日の属する年度の年度末（3月末日）まで</u> ）。育児休業の対象となった児童については、この特例に該当せず、補助金の対象とはなりません。※詳細は子育て支援課までお問合せください。

- 育休特例利用については、既に就労で認定を受けており、直前に3か月以上、認可保育園・認可外保育施設等を継続して利用されている方が対象となります。事前に家庭状況変更届等の届出が必要です。
- 利用児童の育休中に利用を開始された場合は補助金を申請する月の月末までに復職することが必要です。補助金の申請時に復職証明書をご提出ください。
- 「求職」で認定されている方は3か月以内に就労証明書をご提出ください。求職中と認められない期間については補助金の対象外となります。

【認定後の注意事項】

- 認定後に状況が変わった場合には「家庭状況変更届」と必要書類の提出が必要です。提出していないことが判明した場合、補助金の対象外となることがあります。
- 入園してからも毎年12月頃に翌年度からの保育を継続する要件があるか審査を行います。継続審査に必要な書類の提出がない場合や継続審査の結果、保育を必要とする事由が認められない場合は補助金の対象外となります。
- 過去に認定を受けたことがある方で認可保育施設等の入園を辞退・申込みを取下げた方や入園申込みから6か月以上が経過されている場合は再度認定の申請が必要です。

4 補助金上限額

- 補助金の額は、以下の補助上限額表内の利用者支援・多子世帯支援の合算額と保護者が対象施設に支払った月額保育料※を比べ、低い額が補助額（10円未満切り捨て）となります。

※延長保育料を含む。入園料、給食費、通園バス代、おむつ代、シーツ・布団代等は除く。

① 令和7年8月までの利用に係るもの

- 第1子、第2子以降で1か月の補助上限額が異なります。

対象児童	➡	① 利用者支援	+	② 多子世帯支援	➡	1か月の補助上限額 (①と②の合算額)
第1子	➡	7,000円	+	非該当	➡	7,000円
第2子以降	➡	7,000円	+	27,000円	➡	34,000円

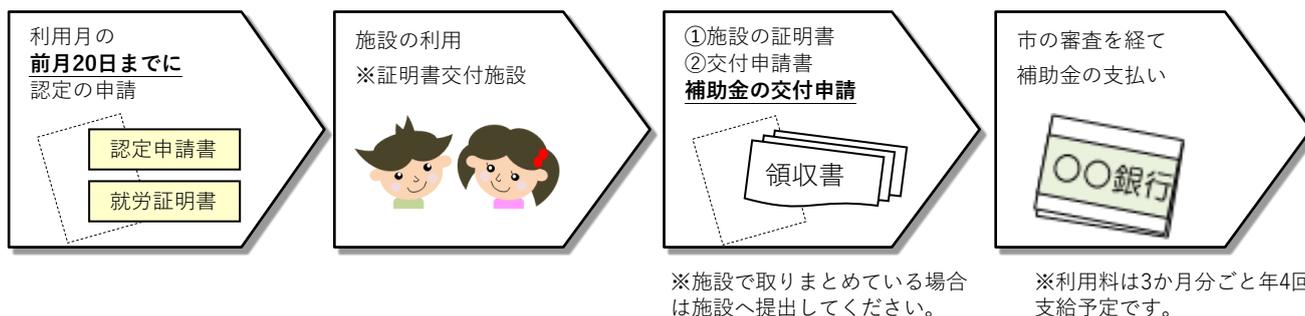
② 令和7年9月以降の利用に係るもの

- 東京都の保育料等の無償化により第1子、第2子以降にかかわらず1か月の補助上限額が42,000円になります。

対象児童	➡	① 利用者支援	+	② 第1子支援 多子世帯支援	➡	1か月の補助上限額 (①と②の合算額)
住民税課税世帯の0歳児~2歳児クラス	➡	2,000円	+	40,000円	➡	42,000円

5 補助金交付までの流れ

- 認可外保育施設等の補助金は、償還払いとなります。利用料（保育料）は、保護者の皆様から各施設へのお支払い後、清瀬市子育て支援課へ請求をしていただき、清瀬市から補助を受けることとなります。（支払は年4回おこなっています。）



【提出物】① 清瀬市認可外保育施設等利用支援事業助成金交付申請書兼施設等利用費請求書（償還払い用）

② 特定子ども・子育て支援の提供に関わる領収書兼提供証明書

※ ②の提供証明書については利用された施設が作成した証明書に限ります。

※ 子ども子育て支援法第73条により請求する権利は、認可外保育施設等の利用月の翌月1日から2年を経過すると、時効により消滅するため、過去の利用分を申請する場合は提出期限にとらわれずお早めに請求手続きを行ってください。

6 申請書提出期限及び補助金支払スケジュール

- 支払は年4回おこなっています。

支払回	施設の利用月	市への申請書提出期限	支払予定日
第1回	4・5・6月	7月10日	8月末頃
第2回	7・8・9月	10月10日	11月末頃
第3回	10・11・12月	1月10日	2月末頃
第4回	1・2・3月	4月10日	5月末頃

※書類提出期限が土日祝の場合は、前営業日とします。

※提出期限までに請求書類の提出が間に合わなかった場合や書類等に不備があった場合は、次回以降の支払となります。

7 よくある質問と回答

No.	質問	回答
1	仕事をしていますが、補助の対象になりますか？	保育認定がない方は対象とはなりません。保護者全員が何らかの保育を要する事由がある場合に保育認定の申請ができます。認定を受けないまま認可外保育施設等を利用された場合は補助金の支給を受けることはできません。
2	保育の必要性とはなんですか？	家庭での保育ができないため、保育施設に児童を預ける必要があることをいいます。
3	現在、育休中ですが補助の対象になりますか？	利用開始月の月末までに復職される場合は対象となります。その場合も事前に保育認定を受けていることが必要です。
4	就学とはどんな学校でも対象になりますか？	学校教育法に定められた学校や職業能力開発促進法に規定された職業訓練校に在籍し、受講している必要があります。通信教育やいわゆる習い事（英会話教室やテニススクール等）は該当しません。学生証や在学証明、カリキュラムなどの確認が必要です。
5	転職しましたが、連絡は必要ですか？	家庭状況等に変更が生じた場合は、すみやかに「家庭状況変更届」と添付書類の提出が必要です。
6	継続の通知が届きました。提出の必要はありますか？	施設利用継続のための届出をしなかった場合、保育認定が取消しとなり補助金の対象外となります。添付書類とともに提出ください。

8 問合せ先

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市しあわせ未来センター1階
清瀬市福祉子ども部子育て支援課 保育・幼稚園係
電話 042-497-2086（直通）

清瀬市トップページ
⇒「子育て」⇒「保育所・幼稚園・認定こども園」
⇒「認可外保育施設等」



<https://www.city.kiyose.lg.jp/kosodatekyouiku/hoikusuyouchien/1011301/index.html>

令和7年9月発行